大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年２月５日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　クスリのアオキ弥彦店

所在地　西蒲原郡弥彦村美山359番地１　外

設置者　株式会社クスリのアオキ

２　変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア　駐車場の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

イ　荷さばき施設の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

ウ　廃棄物等保管施設の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場№１　午前８時30分～翌午前０時30分

（変更後）駐車場№１　午前８時30分～翌午前０時30分

駐車場№２　午前８時30分～午後９時

イ　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）駐車場№１　出入口の数　３箇所

位置　届出書に添付された図面のとおり

（変更後）駐車場№１　出入口の数　３箇所

位置　届出書に添付された図面のとおり

駐車場№２　出入口の数　１箇所

位置　届出書に添付された図面のとおり

ウ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設№１　午前６時～午後９時

（変更後）荷さばき施設№１　午前６時～午後９時

荷さばき施設№２　午前６時～午後９時

３　変更年月日

平成28年９月26日

４　変更の理由

食品加工施設を新設して商品を充実することにより、地域住民へのサービス向上を図るため。

５　届出年月日

平成28年１月25日

６　縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

（なお、弥彦村産業振興課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

平成28年２月５日から平成28年６月５日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課　商業振興係

電　　話　025－280－5237
Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp